

# IV. 上智大学学則（抜粋）

(平成22年4月1日改正施行予定)

※上智大学学則全文は、公式ホームページに公開しています。

## 第1章 設立目的及び使命

**第1条** 上智大学（以下「本学」という。）は、イエズス会の設立にかかり、その法的設置者は学校法人上智学院である。

**第2条** 本学は、カトリシズムの精神にのっとり、学術の中心として、真理を探求し、広い知識と深い専門の学芸を教授し、知的、道徳的及び応用的能力の展開による人間形成につとめ、有能な社会の先導者を育成するとともに、文化の発展と人類の福祉に寄与することを目的とする。

**第3条** 本学は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 本学は、教授法や授業運営などの改善や教育活動にかかる知識・技能・能力の獲得又は向上を組織的に支援するためファカルティ・ディベロップメント活動を実施するものとする。

4 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施体制並びに方法については、別に定める。

## 第2章 大学の組織

**第4条** 教育研究上の基本組織として、本学に次の学部学科を置く。

神 学 部 神学科

文 学 部 哲学科、史学科、国文学科、英文学科、ドイツ文学科、フランス文学科、新聞学科、社会福祉学科

総合人間科学部 教育学科、心理学科、社会学科、社会福祉学科

法 学 部 法律学科、国際関係法学科、地球環境法学科

経 済 学 部 経済学科、経営学科

外 国 語 学 部 英語学科、ドイツ語学科、フランス語学科、イスパニア語学科、ロシア語学科、ポルトガル語学科

比較文化学部 比較文化学科、日本語・日本文化学科

国際教養学部 国際教養学科

理 工 学 部 物質生命理工学科、機能創造理工学科、情報理工学科

機械工学科、電気・電子工学科、数学科、物理学科、化学科（化学専攻、応用化学専攻）

ただし、文学部社会福祉学科、比較文化学部比較文化学科及び日本語・日本文化学科並びに理工学部機械工学科、電気・電子工学科、数学科、物理学科及び化学科については、第24条に定める入学者の募集を停止する。

2 学生の履修上の区分に応じて、副専攻及び研究室等を置くことができる。これに関する事項については、別に定める。

3 第1項に定める学部及び学科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第2条に定める各学部共通の目的のほか、各学部の設置趣旨に基づき、別に定める。

**第5条** 本学に大学院を置く。

2 大学院の学則は、別に定める。

**第6条** 本学に図書館、研究機構、センターその他の附属教育研究機関を置く。これに関する事項については、別に定める。

## 第6章 修業年限、学年、学期及び休業日

**第13条** 本学の修業年限は、本規程に特別の定めのある場合を除いては4年とする。

**第14条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第15条** 学期は、学年を分けて、春学期および秋学期とし、それぞれ次の期間とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

### 第17条 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第6号から第8号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (4) 創立記念日（11月1日）
- (5) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (6) 春期休業
- (7) 夏期休業
- (8) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

## 第7章 授業科目及び単位

### 第19条 授業科目の種類は、全学共通科目及び学科科目とし、各々を必修科目、選択科目及び自由科目に区分する。

2 授業科目の編成は、別表第1（略）に定める。

3 前項で定めるもののほか、教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することができる。

### 第20条 授業科目を履修する場合、その授業に出席し、かつ、試験に合格した者には、その授業科目所定の単位を与える。

2 授業科目の単位は、前条別表第1に定めるところによる。

### 第22条 授業科目の単位数は、1単位履修に45時間の学修を要することを標準とし、次の基準によって授業時間に対応した単位数を計算する。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究等については、これらの学修の成果を評価し、単位を付与することが適切と認められた場合にはこれらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

3 1単位の計算基礎となる授業時間については、教授会の議を経て、学長がこれを決定する。

## 第8章 入学、編入学、転部科、休学、留学、退学及び再入学

### 第23条 入学時期は、学年の初めとする。

2 前項にかかわらず、国際教養学部の入学時期は、各学期の初めとする。

### 第24条 本学は、次の各号の一に該当する者につき選考の上、入学を許可する。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (7) その他相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると本学が認めた者

2 入学の許可は、教授会の議を経て学長がこれを決定する。

### 第25条 本学への入学を志願する者は、所定の入学検定料を納入し、入学願書に次の書類を添えて、指定の期日までに願い出なければならない。

(1) 出身高等学校長から提出される調査書又は成績証明書、認定試験合格者はその合格証明書及び合格成績証明書、国際バカロレア資格を有する者は、IBディプロマ及び成績評価証明書

(2) その他必要書類

2 既納の入学検定料は、返還しない。

**第 26 条** 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

**第 27 条** 前条に基づき入学を許可された者は、次の書類に入学納付金を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(1) 保証人連署の誓約書

(2) 地方自治体の発行する「住民票の写し」(日本国籍以外の国籍を有する者は、登録原票記載事項証明書または外国人登録証明書の写し)

(3) 出身高等学校等の卒業（修了）証明書

(4) その他必要書類

**第 28 条** 保証人は、日本国内に居住し、一家計を立てる成年者で、入学者の学費と一身上に関する一切の責任を負うことができる者で、原則として父母とする。

**第 29 条** 本学を卒業又は中途退学し、再び入学しようとする者については、別に定める。

**第 30 条** 他の大学等（外国の大学、短期大学等を含む。）から本学に編入学を希望する者については、選考によって入学を許可することができる。

2 編入学者に関する事項については、別に定める。

**第 31 条** 他学部、他学科への転部科を希望する者については、選考によって許可することができる。

2 転部科に関する事項は別に定める。

**第 32 条** 病気その他のやむを得ない理由で休学しようとする者は、その理由を詳記した休学願を提出し、学長の許可を受けなければならない。この場合において、病気のために休学する者は、医師の診断書を添えなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし、連続2年、通算4年を超えることができない。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

**第 33 条** 本学との間に協定がある国外大学か、又は学長が許可した学位授与権をもつ国外大学に留学を希望する者がある場合、審査の上、本人の教育上有益であると認められたときは、これを許可することができる。

2 留学に関する事項は別に定める。

3 留学期間に修得した単位の換算及び認定については別に定める。

**第 34 条** 本学が教育上有益と認めるときは、在学中に他の大学若しくは短期大学において履修した授業科目について修得した単位（留学中に修得した単位を含む。）及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、40単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

2 本学が教育上有益と認めるときは、本学へ入学前に大学若しくは短期大学等において履修した授業科目について修得した単位及び文部科学大臣が別に定める学修のうち、本学の授業科目に相当すると認められる単位を、編入学の場合を除き、30単位を超えない範囲で本学において修得したものとみなすことができる。

3 前2項により、本学において修得したものとみなすことができる単位は、60単位を超えないものとする。

4 第1項及び第2項において、上智社会福祉専門学校において修得した単位を本学において修得したものとみなすことができる。

5 他の大学及び短期大学等並びに上智社会福祉専門学校での履修及び修得した単位の認定については別に定める。

**第 38 条** 本学に在学する年数は、8年を超えることができない。

2 前項の在学年数には、休学期間を含まないものとする。

**第 39 条** 退学しようとする者は、所定の様式による退学願を学生証とともに提出し、学長の許可を受けなければならない。

2 退学を願い出る者は、その時期までの授業料等を完納しなければならない。

**第 40 条** 連続する2か年において、学部学科が指定する授業科目を含む32単位以上を修得できない者については、教授会の議を経て学長が退学を決定する。

## 第 9 章 履修及び登録

**第 41 条** 全学共通科目については、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 30 単位を修得しなければならない。

2 前項にかかわらず、国際教養学部の全学共通科目については、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 32 単位を修得しなければならない。

3 第 1 項にかかわらず、比較文化学部の全学共通科目については、人間学 2 単位、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 32 単位（選択必修 14 単位を含む）を修得しなければならない。

4 第 1 項にかかわらず、理工学部の全学共通科目については、人間学 2 単位、外国語 8 単位、体育 2 単位、及び情報 2 単位を必修とし、合計 30 単位（選択必修 6 単位を含む）を修得しなければならない。

5 全学共通科目は、必修単位を除き、学科により教育上必要があるときは、教授会の議を経て学科科目的単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を 12 単位とする。

6 学科科目のうち、所定の学科科目については、全学共通科目（必修を除く）の単位に充当することができる。ただし、比較文化学部及び国際教養学部を除く学部にあっては、充当できる単位の上限を 4 単位とする。

7 学科により教育上必要があるときは、大学院研究科が指定した科目的範囲内で、別に定めるところにより大学院開設科目的履修を認めることができる。この場合において、当該科目的修得単位は卒業に必要な単位としては算入できないものとする。

**第 42 条** 学科科目については、各学科所定の最低基準以上の単位を修得しなければならない。

2 前項の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて 94 単位以上でなければならない。ただし、国際教養学部の最低基準は、必修科目及び選択科目をあわせて 92 単位以上とする。

3 前項の科目的うち、各学科所定の範囲内における単位を、他学科で開講される学科科目的単位で代えることができる。

**第 43 条** 前 2 条の定めにかかわらず、外国人留学生（第 24 条第 3 号又は第 7 号に該当する外国人で、大学教育を受けるために来日した者をいい、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校又は日本においてこれに相当する学校を卒業した者を除く。）については、外国語科目（全学共通科目及び学科科目の外国語）の単位のうち 8 単位を日本語又は日本事情に関する授業科目的単位で代えることができる。

2 前項にかかわらず、神学部における編入学生の履修方法については、別に定める。

**第 45 条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）にのっとり、第 19 条別表第 1 に定める教職課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 本学の学部、学科において取得できる教育職員免許状の種類は、別表第 2（略）の定めるところによる。

**第 46 条** 教職に関する科目的単位（ただし、教育実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

**第 47 条** 学芸員の資格を得ようとする者は、第 19 条別表第 1（略）に定める学芸員課程所定の科目を履修し、その単位を修得しなければならない。

2 学芸員に関する科目的単位（ただし、博物館実習を除く。）は、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、学科科目における選択科目的単位として計算することができる。

**第 49 条** 卒業論文については、あらかじめ各学部学科の定めるところに従い、期日までに提出しなければならない。

**第 50 条** 履修しようとする授業科目は、所定の期間に登録しなければならない。

## 第 10 章 試験及び卒業

**第 52 条** 試験は定期試験、臨時試験とし、定期試験は学期末に行う。

**第 54 条** 病気その他やむをえない事情で試験を受けることができなかつたと認められる者は、別に定める追試験料を納付の上、追試験を受けることができる。

**第 55 条** 授業科目の成績評価は、上位より A(100~90 点)、B (89~80 点)、C (79~70 点)、D(69~60 点)、F (59 点以下)、P、X、I の評語をもって表示し、A、B、C、D、P を合格、F 及び X を不合格、I を評価保留とする。

- 2 前項にかかわらず、履修中止科目を W、認定科目を N と表示する。
- 3 第 1 項の成績評価による学業結果を総合的に判断する指標として、総合平均点（いわゆる Grade Point Average に相当するもの。以下「GPA」という。）を用いる。
- 4 前項に定める GPA は、成績評価のうち、A につき 4.0, B につき 3.0, C につき 2.0, D につき 1.0, F につき 0 をそれぞれ評価点として与え、各授業科目の評価点にその単位数を乗じて得た積の合計を、登録科目（W, N, P, X, I として表示された科目を除く）の総単位数で除して算出する。

**第 57 条** 第 13 条に定める修業年限を満たし、卒業に必要な所定の授業科目の単位を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定する。

- 2 卒業の期日は、毎年 3 月 31 日又は 9 月 20 日とする。
- 3 卒業に必要な単位は、124 単位を下限として、学部学科別に次のとおりとする。（略）

**第 57 条の 2** 本学に 3 年以上在学し、前条第 1 項に定める単位を修得し、かつ当該単位を優秀な成績をもって修得した者が第 13 条に定める修業年限に満たない卒業（以下、「早期卒業」という）を希望する場合は、当該学部の教授会の議を経て学長が卒業を認定することができる。

- 2 早期卒業の有無及び早期卒業に関し必要な事項は、学部ないし学科ごとに別に定める。
- 3 前条第 2 項は、早期卒業についてもこれを準用する。

**第 58 条** 卒業者には、学士の学位を与える。

- 2 学位には学部学科別に次の専攻分野（略）の名称を付記する。

## 第 11 章 賞 罰

**第 59 条** 人物及び学術優秀な学生は、選考によって授賞する。

**第 60 条** 本学学生にしてその本分に反した行為があったと認められたときは、その輕重に従い、退学、停学又は訓告処分とする。

**第 61 条** 次の各号のいずれかに該当する者は、退学させる。

- (1) 著しく性行不良で改善の見込みがないと認められた者
- (2) 学内の秩序を乱した者
- (3) 大学の名誉を著しく毀損した者
- (4) その他本学に在学させることが不適当と認められた者

## 第 12 章 納付金及び授業料等

**第 62 条** 第 27 条に定める入学に必要な納付金は、別表第 3（略）のとおりとする。

**第 63 条** 学生は、別表第 3 の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きによつて分納することができる。

**第 64 条** 前条の授業料等納付金を所定の期日までに納付しない者は、退学させる。

**第 65 条** 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第 3（略）のとおりとする。

**第 66 条** 既納の授業料等諸納付金は、返還しない。

## 第 13 章 奨 学

**第 67 条** 本学は、学資金を給与又は貸与し、若しくは授業料の全額又は一部を免除することがある。

- 2 奨学制度に関する事項は、別に定める。

**第 68 条** 在学生及び卒業生から選抜した者を奨学生として海外に留学させことがある。

## 第 14 章 交換留学生、特別聴講生、科目等履修生及び聴講生

**第 69 条** 本学は、国外大学との学生交流協定に基づき、交換留学生の受入を許可することができる。

**第 70 条** 本学は、国内大学との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受入を許可することができる。

**第 71 条** 本学は、本学に在学する者以外で一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）の受入を許可し、単位を与えることができる。

2 科目等履修生の受入許可及び単位の付与については、別に定める。

**第 72 条** 本学所定の授業科目中一又は複数の授業科目の聴講を願い出る者があるときは、一般の授業に支障のない場合に限り選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講に関する事項は、別に定める。

#### 第 16 章 学生の生活指導と課程外教育及び健康管理

**第 77 条** 本学は、学生の個人及び集団の生活指導と課程外の教育とのための諸機関を設ける。

**第 78 条** 本学は、学生及び教職員の健康を管理するため保健センターを置く。

2 保健センターに関する事項は、別に定める。

**第 79 条** 学生は、学年ごとに保健センターにおいて健康診断を受けなければならない。

**第 80 条** 学生は、傷病の際、保健センターを利用することができる。

#### 第 17 章 学生寮

**第 81 条** 本学は、本学の教育理念にのっとり、共同生活を通じ学生を訓育するため、附属学生寮を置く。

2 学生寮に関する事項は、別に定める。

#### 第 18 章 公開講座及び各種講習会等

**第 82 条** 本学は、文化向上、成人教育その他の諸研究教育活動のために、公開講座、講習会等を開設することができる。

2 前項に関する事項は、別に定める。

### 附 則

1 本学則は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 57 条の適用については、なお従前の例による。

〔取容定員の変更〕

〔学部学科別卒業所要単位数表改正〕

〔学費改定〕

〔文学部心理学科廃止〕

# V. 上智大学大学院学則（抄）

(平成22年4月1日改正施行予定)

※上智大学大学院学則全文は、公式ホームページに公開しています。

## 第1章 総 則

(設 置)

**第1条** 上智大学学則第5条に基づき、上智大学に大学院を置き、これを「上智大学大学院」(以下「本大学院」という。)と称する。

(課 程)

**第2条** 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

(標準修業年限)

**第3条** 博士課程の標準修業年限を5年、修士課程の標準修業年限を2年とする。

2 博士課程は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程を博士前期課程、後期3年の課程を博士後期課程(以下それぞれ「前期課程」「後期課程」という。)という。)

3 前期課程は、これを修士課程として取り扱う。

4 法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)の標準修業年限は3年とする。ただし、法学研究科法曹養成専攻(法科大学院)において、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(法学既修者)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間、在学期間を短縮できることとする。

(在学期間の上限)

**第3条の2** 本大学院の在学期間は、休学期間を除き9年を限度とし、前期課程及び修士課程においては4年、後期課程においては5年の期間を、それぞれ超えることができない。

2 専門職学位課程については、別に定める。

(課程の目的)

**第4条** 博士課程は、キリスト教精神を基盤とし、専攻分野についての研究者として、自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこととする。

2 前期課程及び修士課程は、キリスト教精神を基盤とし、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な、高度の能力を養うことを目的とする。

3 専門職学位課程は、キリスト教精神を基盤とし、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うこととする。

(自己評価等)

**第4条の2** 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動の状況について自己点検及び評価を実施するものとする。

2 自己点検及び評価の実施体制並びに方法については、別に定める。

3 前2項に基づき、第三者評価機関による評価を受けるものとする。

(ファカルティ・ディベロップメント)

**第4条の3** 本大学院は、課程の目的、教育内容・方法についての組織的な研究・研修に努めるとともに、教員の教育・研究指導能力の向上を期し、個々の教育研究活動の評価を行うものとする。

2 ファカルティ・ディベロップメント活動の実施及び個々の教育研究活動の評価方法については、別に定める。

(研究科及び専攻)

**第5条** 本大学院に次の表の左欄に掲げる研究科を置き、それぞれの研究科に同表の中欄に掲げる専攻を置く。

研究科名	専攻名	課程の区分
神学研究科	神学専攻	前期課程
	組織神学専攻	後期課程
哲学研究科	哲学専攻	
文学研究科	教育学専攻	後期課程
	心理学専攻	後期課程
	史学専攻	
	国文学専攻	
	英米文学専攻	
	ドイツ文学専攻	
	フランス文学専攻	
	新聞学専攻	
	社会学専攻	後期課程
総合人間科学研究科	教育学専攻	
	心理学専攻	
	社会学専攻	
	社会福祉学専攻	
法学研究科	法律学専攻	
	法曹養成専攻（法科大学院）	専門職学位課程
経済学研究科	経済学専攻	
	経営学専攻	
	経済制度・組織専攻	後期課程
外国語学研究科	言語学専攻	
	国際関係論専攻	後期課程
	地域研究専攻	後期課程
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻	
	地域研究専攻	
	グローバル社会専攻	
理工学研究科	理工学専攻	
	機械工学専攻	後期課程
	電気・電子工学専攻	後期課程
	応用化学専攻	後期課程
	化学専攻	後期課程
	数学専攻	
	物理学専攻	後期課程
	生物科学専攻	
地球環境学研究科	地球環境学専攻	

ただし、文学研究科教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻、経済学研究科経済制度・組織専攻並びに外国語学研究科国際関係論専攻、地域研究専攻及び比較文化専攻、理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻、生物科学専攻については、第 26 条に定める入学者の募集を停止する。

2 前項により置かれる研究科ごとの教育研究上の目的及び人材の養成に関する目的については、第 4 条に定める各研究科共通の目的のほか、各研究科の設置趣旨に基づき、別表第 1 において個別に定める。

3 前項に規定する以外の事項については、各研究科の定める細則及び内規によるものとする。

(収容定員)

**第 6 条** 各研究科の収容定員は、次の表（略）のとおりとする。

## 第 2 章 大学院委員会及び研究科委員会

(大学院委員会)

**第 7 条** 本大学院に、大学院委員会を置く。

(大学院委員会の組織及び任期)

**第 8 条** 大学院委員会は、学長、副学長、学事センター長、入学センター長、各研究科委員長及び各専攻主任をもって組織する。

2 単一専攻の研究科において、研究科委員長が専攻主任を兼ねる場合には、ほかに委員 1 名を選出することができる。

3 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

(大学院委員長)

**第 9 条** 大学院委員会の委員長は、学長がこれにあたる。

2 委員長は大学院委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長は、あらかじめ代行者を指名し、その職務を代行させることができる。

(大学院委員会の審議事項)

**第 10 条** 大学院委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 学位の授与に関する事項
- (2) 研究科、専攻及び課程の設置、廃止に関する事項
- (3) 各研究科に共通する事項
- (4) 各研究科相互の連絡調整に関する事項
- (5) 大学院学則及び諸規則の変更に関する事項
- (6) その他、大学院に関する重要事項

(研究科委員会)

**第 11 条** 各研究科に研究科委員会を置き、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」により任用された教員をもって組織する。

2 研究科委員会の委員長は、当該研究科委員会において互選する。

3 委員長の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

4 研究科委員会は、次の事項について審議する。

- (1) 人事に関する事項
- (2) 授業及び研究指導に関する事項
- (3) 試験に関する事項
- (4) 学位論文の審査に関する事項
- (5) 学生の身分に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) その他、研究科に関する事項

5 各研究科委員会に関する事項は、当該研究科が別に定める。

(専 攻)

**第 12 条** 研究科は、それぞれの専攻分野の教育研究を行うために専攻を置き、各専攻に、専攻主任を置く。

2 各専攻に関する事項は、当該専攻が別に定める。

(事務組織)

**第 13 条** 本大学院に、大学院の事務を処理するため、必要な事務組織を置く。

## 第 3 章 教育方法等

(教育方法等)

**第 14 条** 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、学位論文の作成に対する指導を除く。

2 授業科目の編成は、別表第 2 に定める。

3 研究指導に関する細目は、別に定める。

(単位の計算基準)

**第 15 条** 各研究科の授業科目の単位の計算基準については、上智大学学則の規定を準用する。

(指導教員)

**第 16 条** 各専攻は、所属する学生に対し、各々専任教員 1 名を指導教員として定める。ただし、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、この限りではない。

(授業科目の履修)

**第 17 条** 各研究科において、指導教員が教育研究上有益と認めたときは、他の研究科又は学部の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、学部の授業科目を除き、8 単位を超えない範囲で、当該研究科において修得したものとみなすことができる。

(単位認定)

**第 18 条** 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学の大学院等（国外の大学の大学院等を含む。）の授業科目を履修させ、10 単位を超えない範囲で、本大学院において修得したものとみなすことができる。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、本大学院入学以前に本大学院を含む大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）を 10 単位を超えない範囲で本大学院において修得したものとみなすことができる。

3 前 2 項の規定により修得した単位は、合計 10 単位を超えない範囲で当該研究科において修得したものとみなすことができる。

4 前項にかかわらず、法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）については、30 単位を超えない範囲で当該研究科において履修したものとみなすことができる。

(研究指導)

**第 19 条** 研究指導は、別に定める「大学院担当教員選考基準及び審査手続」に定める教員が行うものとする。

2 各研究科において教育研究上有益と認めたときは、他の大学院又は研究所等（国外の大学の大学院又は国外の研究所等を含む。）とあらかじめ協議の上、当該他大学院又は研究所等において、必要な研究指導を受けさせることができる。ただし、前期課程の学生については、研究指導をうける期間は、1 年を超えないものとする。

3 前条第 1 項及び第 2 項に定める国外の大学の大学院又は国外の研究所等への留学に関する事項は、別に定める。

(教育職員免許)

**第 20 条** 教員の資格を得ようとする者は、教育職員免許法（昭和 24 年法律第 147 号）及び教育職員免許法施行規則（昭和 29 年文部省令第 26 号）にのっとり所定の科目及び単位を修得しなければならない。

2 本大学院の専攻において取得できる教育職員免許状の種類及び教科は別表第 3（略）に定めるところによる。

#### 第 4 章 課程の修了要件

(修士課程及び前期課程の修了要件)

**第 21 条** 修士課程及び前期課程の修了の要件は、本大学院に 2 年以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、当該課程の目的に応じ適當と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

(博士課程の修了要件)

**第 21 条の 2** 本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における標準修業年限期間を含む。）以上在学し、30 単位以上（修士課程、前期課程又は専門職学位課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、本大学院に 3 年（修士課程、前期課程又は専門職学位課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

2 前条第1項ただし書きの規定による在学期間をもって修士課程又は前期課程を修了した者の本大学院の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程又は前期課程における在学期間に3年を加えた期間以上在学し、30単位以上（修士課程又は前期課程において修得した単位を含む。）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては優れた研究業績を上げた者については、大学院に3年（修士課程又は前期課程における在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

3 第1項及び前項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第70条の2の規定により、大学院への入学資格に關し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の本大学院の後期課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、本大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に關しては、優れた研究業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

（専門職学位課程の修了要件）

**第21条の3** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）の修了の要件は、3年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、93単位以上を修得することとする。ただし、必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められた者（法学既修者）については、2年以上在学し、各年次で所定の成績を修め、65単位以上を修得することとする。

2 各年次で修得すべき単位及び所定の成績については、別に定める。

**第22条** 学位論文の審査方法等について、別に定める。

**第23条** 学位に関する試験の方法等については、別に定める。

## 第5章 学位

（学位に関する細目）

**第24条** 学位に関する細目は、上智大学学位規程の定めるところによる。

（授与学位の種類）

**第25条** 本大学院を修了した者には、上智大学学位規程の定めるところにより、博士及び修士の学位を授与する。

学位には研究科専攻別に次の専攻分野の名称を付記する。

研究科名	専攻名	修士専攻分野	博士専攻分野
神学研究科	神学専攻	神学	
	組織神学専攻		神学
哲学研究科	哲学専攻	哲学	哲学
文学研究科	教育学専攻		教育学
	心理学専攻		心理学
	史学専攻	史学	史学
	国文学専攻	文学	文学
	英米文学専攻	文学	文学
	ドイツ文学専攻	文学	文学
	フランス文学専攻	文学	文学
	新聞学専攻	新聞学	新聞学
	社会学専攻		社会学
			社会福祉学
総合人間科学研究科	教育学専攻	教育学	教育学
	心理学専攻	心理学	心理学
	社会学専攻	社会学	社会学
	社会福祉学専攻	社会福祉学	社会福祉学
法学研究科	法律学専攻	法学	法学
	法曹養成専攻（法科大学院）	法務博士（専門職）	
経済学研究科	経済学専攻	経済学	経済学
		経営学	
	経営学専攻	経営学	経営学
	経済制度・組織専攻		経済学
			経営学

外国語学研究科	言語学専攻	言語学	言語学
	国際関係論専攻		国際関係論
	地域研究専攻		地域研究
グローバル・スタディーズ 研究科	国際関係論専攻	国際関係論	国際関係論
	地域研究専攻	地域研究	地域研究
	グローバル社会専攻	比較日本研究	グローバル社会研究
		国際経営開発学	
		グローバル社会研究	
理工学研究科	理工学専攻	理学	理学
		工学	工学
	機械工学専攻		工学
	電気・電子工学専攻		工学
	応用化学専攻		工学
	化学専攻		理学
	数学専攻	理学	理学
	物理専攻		理学
	生物科学専攻	理学	理学
	地球環境学専攻	環境学	環境学

2 前項の規定にかかわらず研究科において必要と認めた場合は、前項に規定された博士専攻分野の名称に代えて「学術」の名称を付記することができる。

## 第 6 章 入学, 進学, 編入学, 休学, 退学及び再入学

### (入学資格)

**第 26 条** 本大学院の前期課程、修士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣が指定した者
- (5) 大学に 3 年以上在学し、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (6) 大学教育修了までの学校教育の課程が 15 年である国において修了した者で、本大学院において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (7) 本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達した者
- (8) その他本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 後期課程に進学又は編入学することのできる者は、修士の学位、専門職学位を有する者又は修士の学位を有する者と同等以上の学力を有する者と認められる者とする。

3 前項の場合において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 外国において修士の学位に相当する学位を授与された者
- (2) 文部科学大臣の指定した者
- (3) 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
- (4) その他本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

### (選抜試験)

**第 27 条** 前期課程、修士課程及び専門職学位課程への入学、後期課程への進学又は編入学を志願する者に対しては、それぞれ各研究科の定めるところに従って選抜試験を行う。

2 外国人留学生に対しては、特別に選考の上、入学を許可することができる。

(休学、復学及び退学の願い出)

**第 28 条** 休学又は退学しようとする者は、それぞれ所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

2 休学の期間は、1学期又は1学年を区分とし博士課程通算5年を超えることができない。ただし、修士課程及び専門職学位課程においては、2年を限度とする。

3 許可された休学期間が満了した場合は、復学となる。ただし、病気によって休学の許可を受けた者は、医師の診断書を添えた所定の復学届を提出しなければならない。

4 休学期間に休学の事由がやみ、復学しようとする者は、所定の復学届を提出しなければならない。

(留年)

**第 28 条の 2** 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）において、各年次の所定の単位を修得できない場合あるいは各年次で所定の成績を修めることができない場合には、当該年次に留まる。この場合における各年次の所定の単位及び所定の成績については、別に定める。

(退学)

**第 29 条** 次の各号の一に該当する者は、退学させる。

- (1) 授業料その他、学費を納入しない者
- (2) 第3条の2に定める在学期間の上限を超えた者
- (3) 成業の見込みがないと認められる者。ただし、認定期由は、各研究科において、別に定める。

(再入学)

**第 30 条** 本大学院を退学し、再入学をしようとする者は、所定の願い書を提出し、許可を受けなければならない。

2 再入学の願いが出た場合は、当該研究科委員会の議を経てこれを許可することができる。

(入学時期)

**第 31 条** 本大学院の入学時期は、学年の初めとする。

2 前項にかかわらず、グローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻及び地球環境学研究科地球環境学専攻の入学時期は、各学期の初めとする。

## 第 7 章 学年、学期及び休業日

(学年、学期及び休業日)

**第 33 条** 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

**第 33 条の 2** 学年を分けて次の2学期とする。

春学期 4月1日から9月20日まで

秋学期 9月21日から翌年3月31日まで

**第 33 条の 3** 授業休業日は、次のとおりとする。

ただし、第5号から第7号の授業休業期間の始期及び終期は、年度により別に定める。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 創立記念日（11月1日）
- (4) 聖ザビエルの祝日（12月3日）
- (5) 春期休業
- (6) 夏期休業
- (7) 冬期休業

2 学長は必要に応じ、前項各号以外の日を臨時に授業休業日とすることができる。

3 学長は必要に応じ、第1項各号に定める授業休業日を、授業日（補講日及び集中講義期間を含む）とすることができる。

## 第 8 章 交換留学生、特別聴講生、聴講生及び研究生

(交換留学生)

**第 34 条** 本大学院は国外大学大学院との交換留学協定に基づき、交換留学生の受け入れを許可することができる。

(特別聴講生)

**第 35 条** 本大学院は国内大学院との単位互換協定に基づき、特別聴講生の受け入れを許可することができる。

(聴講生)

**第 36 条** 本大学院の特定の授業科目について聴講を願い出る者に対しては、選考の上、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

**第 36 条の 2** 本大学院は学位取得を目的としないで一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という。）に対し単位を与えることができる。

2 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

(研究生)

**第 37 条** 本大学院において特定事項の研究を願い出る者に対しては、選考の上、研究生としてこれを許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

## 第 9 章 入学納付金及び授業料等納付金

(入学手続)

**第 38 条** 本大学院に入学、進学又は編入学を許可された者は、所定の期限内に、所定の書類を提出し、別表第 4 で定める入学に必要な納付金を納付しなければならない。

(授業料等納付金)

**第 39 条** 本大学院在学生は、別表第 4 の授業料等納付金を所定の期限内に全納しなければならない。ただし、所定の手続きにより各学期の初めに分納することができる。

2 休学、留学等の授業料等納付金については、別表第 4 のとおりとする。

## 第 10 章 そ の 他

(規定の準用)

**第 40 条** 本学則に規定していない事項については、上智大学学則の規定を準用する。

### 附 則

1 この学則は、2009 年（平成 21 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 25 条の適用については、なお従前の例による。

〔大学院入試業務移管に伴う大学院委員会組織の変更〕

〔学費改定〕

〔理工学研究科機械工学専攻博士前期課程廃止〕

〔理工学研究科電気・電子工学専攻博士前期課程廃止〕

〔理工学研究科応用化学専攻博士前期課程廃止〕

〔理工学研究科化学専攻博士前期課程廃止〕

〔外国語学研究科の教育研究上の目的及び人材養成の目的の変更〕

### 附 則

1 この学則は、2009 年（平成 21 年）9 月 21 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 25 条の適用については、なお従前の例による。

〔理工学研究科物理学専攻博士前期課程廃止〕

### 附 則

1 この学則は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正、施行する。

2 この改正前の学生に係わる第 25 条の適用については、なお従前の例による。

〔地球環境学専攻における秋入学の導入に伴う入学時期の変更〕

〔専門職学位課程の進級・修了要件の変更〕

〔条文の整理〕

別表第1 研究科ごとの教育研究上の目的及び人材養成の目的

研究科名	専攻名	研究科の目的
神学研究科	神学専攻 組織神学専攻	前期課程には、修士に加えてカトリック教会の教授資格(STL)を与える組織神学コース、聖書研究の方法論を身につける聖書神学コース(M.Bibを授与)及び宣教や司牧の実践について学ぶ実践神学コース(M.Divを授与)を設けるが、いずれも神学全般についての知識と理解を重視する。また研究者養成を主目的とする後期課程(条件を満たせばカトリック教会の学位STDを授与)においては、研究のみでなく教育訓練を課程に組み込む。 カトリック司祭・修道者とカトリック学校での宗教科教員の養成、及び自己のキリスト教信仰を客観的・批判的に省察することにより教会に貢献できる人材養成を主目的とする。
哲学研究科	哲学専攻	古代から中世を経て現代へ至る西洋哲学の伝統を研究する。また芸術・文化・宗教のあり方を根本から考え、現代社会が直面する多様な倫理的問題に対して、原理的な仕方で掘り下げる。 前期課程では、原典テクストの読解を中心に思想史研究の基本を学ぶ。後期課程は主として専門研究者の育成を目標とする。
文学研究科	史学専攻 国文学専攻 英米文学専攻 ドイツ文学専攻 フランス文学専攻 新聞学専攻	幅広い教養と柔軟な思考力を持ち、世界と未来に開かれた新しい知を創造する力を伸ばすために、文化の総体の探究、現代社会との連結、語学能力の重視に重点を置いた実践教育を行い、社会、文化の発展に貢献しうる人材を養成する。 前期課程では、研究者の養成を目指すとともに、高度な専門知識によって職業的能力を向上させる。後期課程では、国際的な水準で広く活躍し、将来、各々の分野で研究・教育に携わる人材の育成を期する。
総合人間科学研究科	教育学専攻 心理学専攻 社会学専攻 社会福祉学専攻	人間の尊厳を基盤とし、科学の知、臨床の知、政策・運営の知にかかる学際的教育・研究を行い、理論と実践・臨床を両輪として社会に貢献しうる人材を育成する。前期課程では、実践・臨床の場で活躍できる高度専門職業人及びこれらの場を視野にいたれた研究者の養成を目指し、後期課程では、実践・臨床的知見を踏まえ学問的に貢献しうる人材育成を目指す。
法学研究科	法律学専攻  法曹養成専攻	本専攻は法学・政治学の研究者の養成、並びに、この素養を身につけた社会人を送り出すことを目的とする。 現代社会では、研究者は自分の専門領域に特化しているだけで足りるものでなく、社会で生起するさまざまな問題を論理的に再構成し、より高度な問題を処理できる実務能力を身につけていかなければならない。社会人を積極的に受け入れ、研究者養成とともに、法学・政治学の素養を身につけた人材の養成を目指す。  将来法曹(裁判官・検察官・弁護士)の専門家として活躍する人材を養成する。キリスト教的ヒューマニズムに基づく人間教育を、法曹倫理、隣接科学、基礎法学科目にも充実させることで、広い視野で社会に貢献する法律家を養成することを主眼とするが、国際問題や環境法政策に対して多角的なアプローチをすることにより、21世紀に必要とされる法曹を養成することも本専攻の特長とする。

経済学研究科	経済学専攻 経営学専攻	経済学・経営学に関する深い学識を基礎に、実際的な応用能力を有する職業専門家、深い洞察力を備えた高い水準の研究者を育成する。 前期課程修了者には、専門知識を活かして、研究やコンサルティングに従事したり、企業実務の第一線で活躍する高度専門職業人となることが期待される。 後期課程修了者には、学術・研究機関において教育・研究に従事することが期待される。
外国語学研究科	言語学専攻	理論言語学、個別言語学、及び応用言語学に関して国際的視野で独創的研究を行える研究者を養成する。 また、言語聴覚障害学の基礎および臨床における研究者を養成する。 さらに、英語による授業を通じて、英語教育に携わる教師を養成する。
グローバル・スタディーズ研究科	国際関係論専攻 地域研究専攻 グローバル社会専攻	国際関係の諸側面とそれらをめぐる諸問題を多角的に研究する国際関係論、アジア・中東・ラテンアメリカ地域等の内在的な理解を重視する地域研究、グローバル・イッシュューに多面的にアプローチするグローバル社会専攻のそれぞれの方法論を活かし、相互に連関してグローバル化する現代世界を総合的に理解することのできる専門研究者及び高度専門職業人を育成する。
理工学研究科	理工学専攻	現代科学・技術の各学問領域でその進歩に寄与する専門性と、人間社会や地球環境に与える影響を総合的に捉える学際性とを併せ持つ、特色ある研究科を目指す。前期課程では学部教育との一貫性に配慮しながら、複合知と専門性を兼ね備えた知的能力を持ち、人間社会に貢献できる知的人材を育成する。後期課程では各専門分野で自立して研究を遂行できる研究者の養成を目的とする。
地球環境学研究科	地球環境学専攻	地球環境問題の解決にむけ、高い使命感をもち、社会科学と自然科学の知識を総合し、理論と実践を結び付ける優れた知力・学力を有する人材の育成を目指す。前期課程においては、高度専門的な職業を担う人材と知的素養に優れた人材を、後期課程においては、国際的な水準の地球環境学の教育・研究を目指す人材を養成する。

# VI. 上智大学学位規程(抄)

---

(目的)

**第1条** この規程は、学位規則(昭和28年文部省令第9号)、上智大学大学院学則及び上智大学学則に基づき、上智大学(以下「本学」という。)が授与する学位について必要な事項を定めることを目的とする。

(学位の種類)

**第2条** 本学において授与する学位は、博士、修士、専門職学位及び学士とする。

(博士)

**第3条** 博士の学位は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる学識を有する者に授与する。

(修士)

**第4条** 修士の学位は、広い視野に立って精深な学識を修め、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を有する者に授与する。

(専門職学位)

**第4条の2** 専門職学位は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を有する者に授与する。

(博士の学位授与の要件)

**第5条** 博士の学位は、本学大学院学則第21条の2により、博士課程を修了した者に授与する。

**第6条** 前条に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院を修了した者と同等以上の学力を有することを試験により確認された者に授与する。

(修士の学位授与の要件)

**第7条** 修士の学位は、本学大学院学則第21条により、博士前期課程を修了した者に授与する。

(学士の学位授与の要件)

**第7条の2** 学士の学位は、本学学則第57条により、本学を卒業した者に授与する。

(専門職学位の授与要件)

**第7条の3** 法務博士(専門職)の学位は、本学大学院学則第21条の3により、専門職学位課程を修了した者に授与する。

(学位論文の提出)

**第8条** 第5条の規定により博士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

**第9条** 第7条の規定により修士論文の審査を申請し得る者は、研究科委員会が本学大学院学則で定める修了の期日に修了し得ると認めた者で、かつ修了の期日まで在籍し得る者。

2 修士論文提出については、あらかじめ指導教員の承認を受けるものとする。

(申請方法及び申請書類)

**第10条** 博士後期課程(以下「後期課程」という。)に在学する者が博士の学位を受けようとするときは、論文審査願に論文目録、論文、論文要旨及び履歴書各3部を添え、学長に提出するものとする。

2 第6条の規定により博士の学位を申請しようとする者は、学位申請書に論文目録、論文、論文要旨、履歴書各3部を添え、その申請する学位の専攻分野の名称を指定して、学長に提出するものとする。

3 修士の学位を受けようとする者は、所定の学位論文提出票に論文を添え、学長に提出するものとする。この場合、論文の部数及び提出期限は、各研究科の定めるところによる。

4 前3項の規定により提出する論文は、主論文1篇に限る。ただし、参考として他の論文を添付することができる。

(申請の受理)

**第11条** 学位論文の申請に関する事務は、学事局学事センターがこれを取扱う。

2 第6条の規定による学位申請の受理は、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

3 前項により学位論文の受理を決定したとき、学位申請者は、別に定める審査料を納付しなければならない。

4 前項の定めにかかわらず、学位申請者が次の各号の一つに該当する場合は、審査料を免除する。

- (1) 本学専任教職員
- (2) 本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学したときから1年以内に学位申請のあった者

5 受理の決定した学位論文及び納付された審査料は返還しない。

(論文審査委員会)

**第 12 条** 学位論文が受理された場合、研究科委員会は論文審査委員会を設ける。

2 論文審査委員会は、主査1名および2名以上の副査により構成する。

3 主査は、当該研究科に所属する大学院担当教員のうち指導教員の資格要件を備えるものと認められる者から選出し、論文審査委員会の委員長となる。

4 副査は、当該研究科に所属する大学院担当教員から選出する。

5 前項の規程にかかわらず、当該研究科委員会が論文審査のために必要があると認めたときは、当該研究科委員会の議により、本学の他研究科又は学部の教員もしくは他の大学院又は研究所等の教員等を副査として招聘することができる。

(論文の審査)

**第 12 条の 2** 論文審査委員会は、本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する論文の審査及び試験並びに第6条に規定する論文の審査及び学力の確認（以下、「試問」という）を行う。

2 論文審査委員会は、論文審査のために必要があると認めたときは、模型又は標本その他を提出させることができる。

(試験)

**第 13 条** 本学大学院学則第21条及び第21条の2に規定する試験は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試験は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試験は、学位論文を中心として広く関連した科目につき口述により行う。

4 外国語についての試験は、修士の場合は1か国語、博士の場合は2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、博士の場合、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

(試問)

**第 14 条** 第6条に規定する学力の確認（試問）は、専攻学術と外国語について行う。

2 前項に定める試問は、博士の場合、公開により行い、学位申請者、申請学位名、論文題目、日時、場所及び論文審査委員名を大学掲示板に公示する。

3 専攻学術についての試問は、本学大学院の後期課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有するか否かについて行う。

4 外国語についての試問は、2か国語を課する。

5 前項の規定にかかわらず、研究科委員会が認めた場合は、1か国語にすることができる。

6 第6条の規定により博士の学位を申請した者が、本学大学院の後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けて退学した者であるときは、研究科委員会の議により学力の確認を免除することができる。

(審査期間)

**第 15 条** 博士論文の審査及び試験又は学力の確認は、学位申請を受理したときから1年以内に終了しなければならない。ただし、特別の理由があるときは、研究科委員会の議を経て、その期間を延長することができる。

2 第5条の規定により博士の学位を申請した者は、審査期間中休学又は留学することはできない。

3 第7条の規定による修士の学位についても、第1項及び第2項の規定を準用する。

(研究科委員会の審議及び報告)

**第 16 条** 研究科委員会は、論文審査及び試験又は学力の確認の終了後、論文審査委員会からの文書による報告に基づいて、学位授与の可否を審議し、可決のものについては、学位授与議決願をもってその結果を大学院委員会に報告する。

2 前項の学位授与の議決は、研究科委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を要する。ただし、公務又は出張のため研究科委員会に出席することができない委員については、委員の数に算入しない。

(大学院委員会の決定)

**第 17 条** 大学院委員会は、研究科委員会の報告に基づいて、学位授与につき議決する。

2 前項の議決は、委員の3分の2以上の出席を必要とし、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

3 第5条、第7条で定める学位授与の議決は、本学大学院学則で定める修了の期日以前の大学院委員会で行う。

(学位の授与)

**第18条** 学長は、大学院委員会の議決に基づいて、学位を授与し、学位記を交付する。

2 第5条、第7条で定める学位の授与日は、本学大学院学則で定める修了の期日とする。

(論文要旨等の公表)

**第19条** 本学は、博士の学位を授与したときは、博士の学位を授与した日から3か月以内に、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

**第20条** 博士の学位を授与された者は、博士の学位を授与された日から1年以内に、当該論文を印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事由がある場合は、本学の承認を得て、当該論文に代えてその内容を要約したものを作成することができる。この場合、本学は当該論文の全文を求めて応じて閲覧に供する。

3 第2項の規定により論文を公表する場合には、上智大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。

(学位の名称)

**第21条** 学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、「上智大学」と付記しなければならない。

2 学位の名称は、上智大学学則第58条2項に基づき別表1(略)のとおりとする。

3 学位の名称は、上智大学大学院学則第25条に基づき別表2(略)のとおりとする。

4 ただし、前項にかかわらず上智大学大学院学則第25条第2項にもとづき、「学術」の名称を付記することができる。

(学位授与の取消し)

**第22条** 学長は、次の各号に該当する場合、大学院委員会の議を経て、学位の授与を取り消し、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

(1) 学位を授与された者が不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為をしたとき。

2 大学院委員会において前項の議決をするには、委員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。この場合、第16条第2項ただし書きの規定を準用する。

(学位授与の報告)

**第23条** 博士の学位を授与したときは、学長は、学位規則第12条の定めるところにより、文部科学大臣に報告する。

(学位記及び書類の様式)

**第24条** 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

## 附 則

この規程は、2009年(平成21年)4月1日から改正、施行する。

### 別記様式

甲第 号	二 (第五条による場合一・進学者)
学位記	学位記
氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生	氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生
本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士課程を修了したので博士(専攻名)の学位を授与する  〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印	本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士後期課程を修了したので博士(専攻名)の学位を授与する  〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印
SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇	SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇
Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 20〇〇 signature President 〇〇 〇〇	Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 20〇〇 signature President 〇〇 〇〇

<p>乙第 号</p> <p><b>学位記</b></p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学に学位論文を提出しその審査に合格し、かつ、所定の学力を有するものと認められるので、博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of DOCTOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has submitted a dissertation and passed The required examinations GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>	<p>三 (第六条による場合)</p> <p>第 号</p> <p><b>学位記</b></p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修め本学を卒業したので学士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of BACHELOR OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
--	---

### 五 (課程博士)

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長</p> <p>氏 名 殿</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>論文審査願</p> <p>学位規程第10条の規定により、 博士（〇〇）論文の審査をお願い いたします。</p>
--

### 六 (論文博士)

<p>年 月 日</p> <p>上智大学長</p> <p>氏 名 殿</p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>論文審査願</p> <p>学位規程第10条の規定により、 博士（〇〇）の学位授与を申請い たします。</p>
---

七

<p><b>論文目録</b></p> <p>学位申請者 氏 名 ㊞</p> <p>論 文</p> <p>1 題 目</p> <p>2 印刷公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p>(参考論文)</p> <p>1 題 目</p> <p>2 印刷公表の方法および時期</p> <p>3 部 数</p> <p>年 月 日</p>
---

八

<p><b>履歴書</b></p> <p>氏 名 ㊞</p> <p>年 月 日 生</p> <p>本 籍</p> <p>現住所</p> <p>学 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>職 歴</p> <p>年 月 日</p> <p>研究歴および研究業績</p> <p>年 月 日</p>
--

九 (第七条の三による場合)

<p>第 号</p> <p><b>学位記</b></p> <p>氏名〇〇〇〇 〇〇〇〇年〇〇月〇〇日生</p> <p>本学大学院〇〇研究科〇〇専攻の博士前期課程を修了したので博士（専攻名）の学位を授与する</p> <p>〇〇〇〇年〇〇月〇〇日 上智大学長 〇〇 〇〇 印</p> <p>SOPHIA UNIVERSITY Tokyo, Japan Confers the academic degree of MASTER OF 〇〇〇〇〇 Upon JOCHI TARO Who has satisfied all the University's requirements GIVEN UNDER THE SEAL OF THE UNIVERSITY this 〇〇th day of 〇〇 2〇〇〇 signature President 〇〇 〇〇</p>
--

# VII. 上智大学法科大学院履修規程

---

制定 平成18年4月1日

改正 平成19年4月1日 平成20年4月1日  
平成22年4月1日

## (趣旨)

**第1条** この規程は、上智大学大学院学則（以下、「大学院学則」という。）第12条第2項の規定に基づき、大学院学則に定めるもののほか、上智大学大学院法學研究科法曹養成専攻（以下、「法科大学院」という。）の授業科目、履修方法、修了及び進級の要件その他必要な事項を定めることを目的とする。

## (標準修業年限による区分)

**第2条** 法科大学院の学生は、次の各号のとおり、標準修業年限により区分する。

(1) 法学未修者 大学院学則第3条第4項本文の標準修業年限の学生

(2) 法学既修者 大学院学則第3条第4項ただし書の規定により在学期間が短縮される学生

2 法科大学院教授会は、入学者選抜における法律科目試験の成績その他の判定資料に基づき、法学既修者として入学を許可する者を選考する。

3 この規程の適用に当たっては、法学既修者は、入学を許可された年度において2年次に在学するものとみなす。

## (在学年限)

**第3条** 大学院学則第3条の2第2項の在学期間の上限は、休学期間を除き、法学未修者については6年、法学既修者については4年とする。

## (修了要件)

**第4条** 大学院学則第21条の3の修了要件は、法科大学院が開講する授業科目から、別表第Iに定めるところに従って単位を修得し、各年次で所定の成績を修めることにより充足しなければならない。

## (前提科目)

**第5条** 別表第IIに掲げる授業科目は、同表における前提科目の単位を修得していない限り、履修することができない。

## (他大学大学院で修得した単位)

**第6条** 大学院学則第18条第4項の規定により、他の大学の大学院の授業科目を履修して修得した単位について、法科大学院において修得したものとして認定することを希望する者は、入学後2箇月以内に所定の手続により申請しなければならない。

2 前項の規定により法科大学院において修得したものとして認定する単位数は、次項に定める単位を含めて、法学未修者については30単位、法学既修者については2単位を限度とする。

3 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により修得した単位については、別に定めるところによる。

## (履修登録の手続)

**第7条** 履修登録に関する必要事項は、各年度において法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

## (履修登録単位の上限)

**第8条** 各年度において履修科目として登録することのできる単位数は、1年次生及び2年次生については36単位以内、3年次生については44単位以内とする。

2 早稲田大学大学院法務研究科との単位互換協定により履修する授業科目の単位数は、前項の単位数に算入する。

#### (クラス指定)

- 第 9 条 受講者数その他の事由により教育上必要があると認めるときは、法科大学院教授会の審議を経て、同一の授業科目を複数のクラスに分けて開講することができる。
- 2 前項の授業科目を履修する学生は、指定されたクラスで受講しなければならない。ただし、必修科目の履修が必要であることその他の正当な事由があるときは、この限りでない。
- 3 前項ただし書の事由があるとして指定外のクラスを受講するための手続は、別に定める。

#### (予備登録)

- 第 10 条 法科大学院教授会は、授業科目の性質その他の事由により教育上必要があると認めるときは、当該科目の受講者数を制限することを決定することができる。
- 2 前項の授業科目を履修する学生は、あらかじめ、予備登録をしなければならない。
- 3 予備登録の手続その他必要な事項は、法科大学院教授会の審議を経てこれを定める。

#### (クリニック、エクステーンシップ)

- 第 11 条 クリニック及びエクステーンシップを履修する学生は、関連法令を遵守すること及び取り扱った事件に関して知り得た秘密を漏らさないことについて、担当教員の指導及び監督に服さなければならない。

#### (自主研究・論文作成)

- 第 12 条 自主研究・論文作成を履修する学生は、担当教員を選定した上で履修登録をしなければならない。
- 2 自主研究・論文作成の単位を修得するために必要な提出論文の要件及び提出の手続は、別に定める。

#### (受験資格)

- 第 13 条 授業欠課数が当該授業科目の開講時間数の 4 分の 1 を超える学生は、その学期における当該科目の学期末試験を受験することができない。

#### (成績評価)

- 第 14 条 法科大学院教授会は、大学院学則第40条の規定により準用する上智大学学則第55条の規定の適用に当たり、考慮すべき学生の成績分布その他の教育上必要な事項を定めることができる。
- 2 前項の事項は、厳正な成績評価を旨とするものとする。
- 3 成績評価に対する確認願い及び再確認願いについては、別に定める。

#### (進級・留年判定)

- 第 15 条 大学院学則第28条の 2 後段の所定の単位及び所定の成績は、別表第Ⅲ及び第Ⅳのとおりとする。
- 2 大学院学則第28条の 2 前段の規定が適用される学生（以下、本条において「留年者」という。）は、既に修得した授業科目の単位を改めて修得することを要しない。
- 3 留年者は、法科大学院が開講する授業科目のうち、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目に属するものに限り、法科大学院長の許可を得て、配当年次にかかわらず、これを履修することができる。

#### (退学)

- 第 16 条 大学院学則第29条第 3 号ただし書の事由は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学則第28条の 2 及び前条第 1 項の規定により同一年次に 2 年を超えて在学することとなる場合。ただし、休学期間はこれに含めない。
- (2) 履修態度、出欠その他の学修状況から合理的に判断して大学院学則第 4 条第 3 項の目的を達成することが困難であると法科大学院長が認める場合。

## 附 則

- 1 この規程は、2006年（平成18年）4月1日から施行する。
  - 2 法学研究科法曹養成専攻（法科大学院）における履修に関する運用細則は、廃止する。
  - 3 2004年度及び2005年度における授業科目の開講、履修方法の指定、修了及び進級の要件の判定並びにこれらに関連する事項は、この規程により実施されたものとみなす。
- ただし、これらの事項に関して既に生じた効力は、この規程の規定により妨げられない。

## 附 則

- 1 この規定は、2007年（平成19年）4月1日から施行する。
- 2 2006年度以前に入学した学生については、第6条、第15条第3項、別表第I及び別表第IIを改正する規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

- 1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第6条を改める部分 2007年（平成19年）10月1日
  - (2) 別表第IIを改める部分 2008年（平成20年）4月1日
- 2 2007年度に入学した既修者については、改正後の第6条第1項の規定中「入学後2箇月以内」とあるのは、「2007年11月30日までに」と読み替えるものとする。
- 3 2006年度以前に入学した既修者については、改正後の第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

## 附 則

この規程の第4条、第15条及び別表IVは、法学未修者については2010年度入学者から、法学既習者については2011年度入学者から、それぞれ適用する。

別表I（第4条関係）

法学未修者	
必修科目	68単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として法律基本科目以外の科目から	3単位以上
法学既修者	
必修科目	38単位
法律実務基礎科目から	6単位以上
基礎法学・隣接科目から	4単位以上
展開・先端科目から	12単位
選択として	5単位

別表II（別表第5条関係）

配当年次	科目名	前提科目
2年次	憲法	憲法基礎
	行政法	行政法基礎
	民法I	民法基礎I、民法基礎II及び民法基礎III
	民法II	民法基礎I、民法基礎II及び民法基礎III
	商法	商法基礎
	民事訴訟法I	民事訴訟法基礎
	民事訴訟法II	民事訴訟法基礎
	刑法	刑法基礎
	刑事訴訟法I	刑事訴訟法基礎
	刑事訴訟法II	刑事訴訟法基礎

3年次	公法（総合）	憲法基礎及び行政法基礎 並びに憲法及び行政法から1科目以上
	民事法（総合）	民法基礎I, 民法基礎II, 民法基礎III, 商法基礎及び民事訴訟法基礎 並びに民法I, 民法II, 商法, 民事訴訟法I 及び民事訴訟法IIから2科目以上
	刑事法（総合）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法, 刑事訴訟法I及び刑事訴訟法IIから1科目以上
	訴訟実務基礎（民事）	民法基礎I, 民法基礎II, 民法基礎III, 商法基礎及び民事訴訟基礎並びに民法I, 民法II, 商法, 民事訴訟法I及び民事訴訟法II から2科目以上
	訴訟実務基礎（刑事）	刑法基礎及び刑事訴訟法基礎 並びに刑法, 刑事訴訟法I及び刑事訴訟法IIから1科目以上

#### 別表Ⅲ

##### ◇法学未修者

第1年次において修得すべき単位      必修科目24単位

第2年次において修得すべき単位      必修科目20単位を含む24単位

ただし、必修科目的修得単位は、当該年次に配当された授業科目的単位に限る。

##### ◇法学既修者

第2年次において修得すべき単位      必修科目20単位を含む24単位

#### 別表Ⅳ

##### ◇法学未修者

第1年次乃至第3年次において充足すべきGPAの最低基準      各年次 1.0

##### ◇法学既修者

第2年次及び第3年次において充足すべきGPAの最低基準      各年次 1.0

GPAは、上智大学学則第55条による。

ただし、留年者で上記のGPAの最低基準を充足しなかった者が、留まる年次において、当該年次でF評価の科目を再履修する場合に限り、次の進級・修了判定において成績要件として用いるGPAについては、当該再履修科目に従前付されていたFは除外して算出するものとする。

## VIII. 年譜

---

- 1911年（明治44年）財団法人上智学院設立。
- 1913年（大正2年）専門学校令による上智大学開設。
- 1928年（昭和3年）大学令による上智大学開設。
- 1951年（昭和26年）新制大学院神学研究科（神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（西洋文化専攻）、経済学研究科（経済学専攻）の修士課程を開設。
- 1955年（昭和30年）神学研究科（組織神学専攻）、哲学研究科（哲学専攻）、西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学各専攻）、経済学研究科（経済制度・組織専攻）の博士課程を開設。
- 1966年（昭和41年）文学研究科（教育学専攻）、法学研究科（法律学専攻）、理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の修士課程を開設。  
西洋文化研究科（西洋文化専攻）の修士課程を文学研究科（史学専攻、英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の修士課程に改組。  
西洋文化研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程を文学研究科（英米文学専攻及びドイツ文学専攻）の博士課程に改組。
- 1968年（昭和43年）文学研究科に教育学専攻及び日本史学専攻の博士課程を増設。  
文学研究科に国文学専攻及びフランス文学専攻の修士課程を増設。  
法学研究科（法律学専攻）及び理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻及び物理学専攻）の博士課程を開設。
- 1969年（昭和44年）理工学研究科に数学専攻の修士課程を増設。
- 1970年（昭和45年）文学研究科に国文学専攻の博士課程を増設。  
外国語学研究科（言語学専攻）の修士課程を開設。
- 1971年（昭和46年）文学研究科にフランス文学専攻及び史学専攻（日本史学専攻を改組）の博士課程を増設。  
文学研究科に新聞学専攻の修士課程を、外国語学研究科に国際関係論専攻の修士課程を増設。
- 1972年（昭和47年）文学研究科に社会学専攻の修士課程を、理工学研究科に数学専攻の博士課程を増設。
- 1973年（昭和48年）外国語学研究科に言語学専攻及び国際関係論専攻の博士課程を開設。
- 1974年（昭和49年）文学研究科に新聞学専攻及び社会学専攻の博士課程を増設。
- 1976年（昭和51年）大学院学則を改正し、博士前期、後期課程に変更。
- 1978年（昭和53年）理工学研究科に生物科学専攻の博士前期課程を増設。
- 1979年（昭和54年）外国語学研究科に比較文化専攻の博士前期課程を増設。
- 1981年（昭和56年）理工学研究科に生物科学専攻の博士後期課程を増設。
- 1992年（平成4年）文学研究科に心理学専攻の博士前期課程を増設。
- 1994年（平成6年）文学研究科に心理学専攻の博士後期課程を増設。
- 1997年（平成9年）外国語学研究科に地域研究専攻の博士課程（前期・後期）を増設。
- 2001年（平成13年）文学研究科心理学専攻博士前期課程に臨床心理学コースを設置。
- 2004年（平成16年）法学研究科に法曹養成専攻（法科大学院）専門職学位課程を増設。
- 2005年（平成17年）文学研究科（教育学専攻、心理学専攻及び社会学専攻）の博士課程（前期・後期）を総合人間科学研究科（教育学専攻、心理学専攻、社会学専攻及び社会福祉学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
地球環境学研究科（地球環境学専攻）の博士課程（前期・後期）を開設。
- 2006年（平成18年）外国語学研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）をグローバル・スタディーズ研究科（国際関係論専攻及び地域研究専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。  
外国語学研究科比較文化専攻博士前期課程をグローバル・スタディーズ研究科グローバル社会専攻の博士前期課程に改組。  
グローバル・スタディーズ研究科にグローバル社会専攻の博士後期課程を増設。
- 2007年（平成19年）経済学研究科に経済学専攻の博士後期課程及び経営学専攻の博士課程（前期・後期）を増設。

文学研究科教育学専攻及び社会学専攻の博士前期課程を廃止。

2008年（平成20年）理工学研究科（機械工学専攻、電気・電子工学専攻、応用化学専攻、化学専攻、数学専攻、物理学専攻及び生物科学専攻）の博士課程（前期・後期）を理工学研究科（理工学専攻）の博士課程（前期・後期）に改組。

文学研究科心理学専攻の博士前期課程を廃止。

外国語学研究科国際関係論専攻の博士前期課程を廃止。

外国語学研究科比較文化専攻を廃止。

外国語学研究科地域研究専攻博士前期課程を廃止。

2009年（平成21年）神学部神学科の収容定員増。

文学部教育学科及び社会学科を廃止。

大学院理工学研究科機械工学専攻、電気・電子工学専攻、物理学専攻、応用化学専攻及び化学専攻の博士前期課程を廃止。